



公益社団法人

日本プロボウリング協会（J P B A）

競技会規則

公益社団法人日本プロボウリング協会

Japan Professional Bowling Association

はじめに

本規定は、公益社団法人日本プロボウリング協会（以下、協会という）定款第1章第3条及び第4条に定める目的並びに事業の内容にそって行われる競技会を実施する際に基本のルール、競技方法及び参加者が守らなければならない規範を設けることによって、競技会の権威と信頼を醸成するためのものである。本規定でいう競技会とは、主催（共催を含む）及び公認トーナメントすべてを含むものとする。本規定は協会定款第8章に基づいて構成されたトーナメント委員会（以下、委員会という）によって検討審議され、協会理事会の承認を経て改廃されるものとする。

JBOに参画する国内9団体では、今後の国内競技会において「日本ボウリング機構（JBO）ボウリングルール」の適用を進めていきます。（移行期間は2025年3月31日までとし、団体により適用開始時期が異なります。詳細は各競技会の主催者にご確認ください）

なお、JPBAではJBOルールに適合しないルールをJPBA特別ルールとして適用します。

第1章 競技会規定

1.1 ゲームの方法

1.1.1 ゲーム方法（競技会規則第1章を1-1-1とする）

- a. ゲームは1フレーム毎に1対のレーンを交互に使用してゲームを完了させる。
2ゲーム以上の連続ゲームの場合は、前のゲームが終了した側のレーンで次のゲームの第1フレームを開始することを原則とする。
- b. トータルピン方式におけるレーン移動は、1ゲーム毎に行うものとする。
但し、その他特別な競技方式の場合はこの限りではない。
移動の方法については、当該競技委員長が決定するものとする。
- c. 前項以外の方法でゲームを行う場合は、委員会での審議と承認を得なければならない。
移動の方法については、当該競技委員長が決定するものとする。

1.1.2 マッチプレー方式（2フレーム投球方式）

- a. マッチプレー方式では、各競技者は一度に2フレームずつ投球する。
- b. ただし、左(奇数)レーンからスタートする競技者は、最初は1フレームのみ投球する。
- c. それ以降、両競技者は先に右レーンで投球し、すぐに次のフレームを左レーンで投球する。
- d. 左(奇数)レーンからスタートした競技者は、右レーンの第10フレームを投球してゲームを終了する。
- e. マッチプレーが複数ゲームで構成される場合、次のゲームでは競技者は交互に左(奇数)レーンからスタートする。
- f. 上記以外では通常の一投交代にて投球する場合がある。
- g. 上記fの場合は原則偶数レーンスタートの選手から投球する。

1.1.3 ラウンドロビン方式

ラウンドロビンでは、競技会の予選によってラウンドロビンに進む競技者の数が決まる。

- a. 各競技者は他のすべての競技者と1つの対戦を行う。
- b. 対戦は1個以上のゲームで構成される。
- c. 最終ポジションマッチが追加される場合がある。ポジションマッチの組み合わせは、競技者が当初の対戦を終了した時点の順位によって決まる。
- d. ポジションマッチ前の同ポイントの場合は、ラウンドロビンで以下の順で上位を決定する。
 1. 予選からの総トータルピン上位者
 2. ラウンドロビンのゲームH/Lの差
 3. 進出順位上位者
 4. その他、当該競技委員長が決定するものとする

1.2 競技方法

1.2.1 競技会における競技方法（競技会規則 第2章 第4条を1.2.1とする）

- a. トータルピン方式
- b. ラウンドロビン方式
- c. ステップラダー方式
- d. トーナメント方式
- e. シュートアウト方式

※上記以外の方法を採用する場合にはトーナメント委員会の承認を得なければならない。

1.3 誤ったレーンでの投球

1.3.1 レーンおよび投球順番の間違い（1.3.1を追加）

投球者が、レーンもしくは投球順番を間違い、その間違いが発見された場合は、間違いが発見されたフレームのみデットボールとなりそれ以前のフレームは生かされる。次のフレームより正しいレーン及び順番にて投球する。なお、必ず競技委員の確認を得るものとする。

1.4 スロープレー

1.4.1 遅延行為（競技会規則第15章第37条を1.4.1とする）

競技者は常に競技進行を遅らせないように努力する義務がある。競技委員長は競技者に対してプレーをスピードアップさせる権限を有する。

競技進行を遅らせたと判断された競技者に対し、競技委員長は警告を与えるものとする。

（当該競技者が2回以上の警告を受けた場合は1回につき5千円の制裁金が科せられる）

1.5 投球

1.5.1 利き手（1.5.1を追加）

競技会では、競技者が最初の投球を行った後、負傷により同じ利き手で投球を続けることが不可能であると判断しない限り、大会中その手を使い続けるものとする。競技者は利き手と反対の手で競技を続行するために競技委員長の承認を要求することができる。

1.6 ロージン、パウダーの使用

1.6.1 ロージン、パウダーの使用 (1.6,1 を追加)

競技会においては、指定された場所以外でロージンやパウダーを使用してはならない。
競技委員長が使用場所を指定するものとする。

1.7 リセット (オフセットの調整)

1.7.1 リセット (競技会規則第9章第21条を1.7.1とする)

競技会では、リセット数は競技者1人あたり1ゲーム2回までに制限する。

1. セットされたピンがオフセットになっている場合、競技者本人は競技委員又は同伴競技者の承認なく自らリセットしてはならない。これに違反した場合は投球したものとし、ガターとみなされる。

2. 許されるリセットの回数

予選 → 決勝 (TV決勝) 1ゲーム中2回まで(左右のレーン関係なく)

この場合のチェック者は同伴投球者とする。

※上記の回数を超えてリセットした場合は、その都度投球したものとし、ガターとみなされる。

第2章 スコアの認定

2.1 スコアの認定

2.1.1 アテスト (スコアミスの確認) (競技会規則第7章第16条を2.1.1とする)

各競技者は、自己及び同伴競技者の両方のスコアに責任を負うものとしスコア記入後、相互にサインを受領しなければならない。

(受領サイン無き場合、当該競技者に2千円の制裁金が科せられる)

但し、ラウンドロビン方式及びステップラダー方式(TV決勝)においては、適用を除外する。

2.1.2 スコアカードの記録ミス及び記入漏れ (競技会規則第7章第17条を2.1.2とする)

1. スコアカードの記入が正しいスコア又はトータル計算が間違っている場合は本人の立会いの上、正しい記録に訂正するものとする。(同時に2千円の制裁金が科せられる。尚、同一競技会において2回以上の場合、2回目以降は1回につき5千円の制裁金とする)
2. スコアカードにおける所定事項の記入漏れがある場合は、記載を完了させるものとする。(同時に2千円の制裁金が科せられる)
3. スコア改ざん等、不正行為が発覚した場合は、ただちに失格とする。

2.1.3 タイスコアの順位決定 (競技会規則第8章第18条を2.1.3とする)

1. 1ゲームのみの競技の場合は、一投勝負(ワンショット)、又は9-10フレーム、又は再ゲームのプレーオフを行う。

※この場合、いずれかの採用は当該競技委員長が決定するものとする。

2. 複数ゲームのトータルピン競技の場合は、ハイゲーム、ローゲームの差の少ない方を上位とする。

3. 複数シリーズのトータルピン競技の場合は、該当するシリーズ内でのハイシリーズ、ローシリーズの差の少ない方を上位とする。
尚、その差が同じ場合は、該当するシリーズ内のハイゲーム、ローゲームの差の少ない方を上位とする。
4. ラウンドロビン方式で同ポイントの場合は、通算のトータルピンの多い方を上位とする。
尚、同トータルピンの場合は、そのラウンドロビン方式内のハイゲーム、ローゲームの差の少ない方を上位とする。
5. 上記 2.3.4 項の方法で順位が決定できない場合、一投勝負(ワンショット)、又は 9-10 フレーム、又は再ゲームのプレーオフ、又は進出順位にて決定を行う。
※この場合、いずれかの採用は当該競技委員長が決定するものとする。
6. 競技委員長は、順位決定が上位進出その他重要でないと判断した場合に、上記 2.3.4.5 項を採用せず同順位を決定することができる。

第 3 章 シフト及びレーンの決定

3.1 シフト及びレーンの決定

3.1.1 シフト及びレーンの決定 (競技会規則第 3 章第 5 条を 3.1.1 とする)

1. 競技会のシフトの決定は参加者本人または委員会の抽選により決定するものとする。
但し、シフト抽選に本人が間に合わない場合は、必ず事前に連絡をいれることとする。
(これに違反した場合は 2 千円の制裁金が科せられる)
特別な事由がある場合は、事前に当該競技委員長が決定することができる。
2. シフトが複数以上の場合で必要と認められた時、当該競技委員長は、特定の競技者をあらかじめシフト配分することができる。
3. 競技会のレーンの決定は原則として、参加者本人または委員会の抽選により決定する。
競技会の中で、抽選によらず順位によりレーンを指定することがある。
また、特別な事由がある場合に事前に当該競技委員長が決定することができる。

第 4 章 ランキング及びアベレージ及び褒賞

4.1 ランキング及びアベレージ

4.1.1 ランキング (競技会規則第 4 章第 6 条を 4.1.1 とする)

1. ポイントランキング
 - (1) ポイントランキングは J P B A ポイント配分表に基づき、下記(3)項に定められたポイントの合計順位による。シーズントライアルのポイント配分は、別途定める。
 - (2) 同ポイントの場合は下記の順により順位を決定する。
 - ① トータルピンの多い方
 - ② アベレージの高い方

※但し、ランキング1位が同ポイント場合アベレージの高い方を上位とする。

アベレージも同じ場合にはトータルピンの多い方を上位とする。(アベレージは特殊トーナメントなどを除く年間試合数の2/3以上出場)

- ③最終ポイントランキングでトーナメントシードプロ選出ライン(男子24位・女子18位)が同ポイントの場合は、上記①②に関係なくトーナメントシードプロとする。

(3) ポイントランキングに算入するトーナメント

- ① 主催、共催、公認(B公認・トライアル含む)トーナメントの順位ポイント
但し、ダブルス戦を含むチーム戦及び男女新人戦・シニア戦などは除く
- ② 海外で獲得した個人順位ポイント
但し、国内で行われた競技会より派遣された場合に限る
※J P B Aポイント配分表に準ずる
- ③ その他、理事会で承認されたもの
- ④ 競技会の中止の場合によるポイント(開催規程4.1.3)

2. アベレージランキング

- (1) アベレージランキングは主催、共催、公認、B公認すべてのトーナメントの成績により算出し、決定する。
- (2) 同アベレージの場合は、トータルピンの多い方を上位とする。

3. 賞金ランキング

- (1) 賞金ランキングは3項に定められた賞金の合計順位による
- (2) 同賞金の場合は下記の順により順位を決定する
 - ① トータルピンの多い方
 - ② アベレージの高い方
- (3) 賞金ランキングに算入する賞金
 - ① 主催、共催、公認、B公認トーナメントの順位賞金
 - ② 海外で獲得した個人順位賞金
但し、国内で行われた競技会により派遣された場合に限る
 - ③ 特別賞金(あらかじめ発表されたもの)
 - イ. 300点賞
 - ロ. シリーズ賞
 $3G(800) \cdot H / 4 \cdot H / 5$
 - ハ. 副賞賞金(開催規定4.1.3・3)
 - ニ. その他、理事会で承認されたもの

4.1.2 アベレージ (競技会規則 第4章第7条を4.1.2とする)

- 1. アベレージは競技会に参加したゲーム数で、その間に得た点数の合計を割ることによって算出する。
- 2. アベレージの算出は小数点以下2桁目までとし、3桁目は切り捨てとする。
但し、アベレージで決定される順位が重要でない場合はこの限りではない。
- 3. ゲーム途中で中止した場合は、投球されたフレームまでの得点をもって1ゲームの得点として計算する。

4.2 褒賞

4.2.1 1. 年間表彰 (競技会規則第5章第8条を4.2.1とする)

- (1) ポイントランキング第1位(男女)試合数に関係なし
- (2) アベレージランキング第1位(男女)年間の試合数(特殊トーナメントを除く)の2/3以上出場
- (3) 賞金ランキング第1位(男女)試合数に関係なし

2. 特別表彰

- (1) 300点賞
- (2) 特筆すべき成績に対する表彰(理事会決定)

4.2.2 タイトル (競技会規則第5章第9条を4.2.2とする)

1. 各トーナメントの優勝者をタイトルホルダーと認定する。
但し、準決勝終了以前に中止の場合はタイトルホルダーと認定しない。
2. 個人戦以外とシーズントライアルはタイトルホルダーと認定しない。
3. 委員会が特別に認めた場合はタイトルとする。

第5章 参加申し込みに関する義務

5.1 主催及び公認競技会に関する選手の遵守義務

5.1.1 参加申込に関する義務 (第11章第23条を5.1.1とする。2025.1.1より施行)

1. 競技会の参加申込みは、エントリーフォームにて出場締切り日までに協会事務局に申し込むこととする。
2. 参加費は入金締切り日までに所定の銀行口座に振り込まなければならない。
(但し、特殊な場合を除く)
3. 上記2に違反した場合、1回目は厳重注意を与え、2回目は5千円の制裁金及び注意勧告を与え、3日目以降は当該トーナメントへの出場の取消し及び2万円の制裁金が科せられる。
また委員会は審議の上、当規則の懲罰規定の審議を理事会に申請するものとする。
※上記回数についてはその当該年度(1月から12月の1年間)を対象とする。

5.1.2 参加の取消し (第11章第24条を5.1.2とする)

参加申し込みをした者で、申込締切り日までに不参加を希望する者は申請により取り消すことが出来る。

5.1.3 参加の義務 (第11章第25条を5.1.3とする)

申し込み締切り日以降、参加が確定した者は出場の義務が課せられる。

※申し込み締切り以後、競技会3日前までの取り消しの場合は、ウェイティングが有り繰り上がり参加者が出た場合に限り、参加費は返却される。

※特別な事由により、競技会当日に参加費を徴収する場合でも、締め切り以降の取り消しは、後日参加費を納付しなければならない。但し、ウェイティングがあり繰り上がり参加者が出た場合に限り、参加費の納付はしなくてよい。

5.1.4 参加申し込み後の不参加（欠場）（第12章第26条を5.1.4とする）

参加申し込み締切日以後、参加を取り消す場合は、理由書(病気の場合は診断書)を添えて開催日3日前までに委員会に通知しなければならない。

（これに違反した場合は1万円の制裁金が科せられる）

5.1.5 競技期間中の欠場（第12章第27条を5.1.5とする）

特別な事由によりやむを得ず競技期間中欠場する場合は、各競技開始の1時間前までにその理由を付して当該競技委員長に届け出なければならない。

（これに違反した場合は2万円の制裁金が科せられる）

※上記5.1.4及び5.1.5の理由が後日虚偽であると判断された場合、競技委員長は、速やかに書面を以って委員会に届け出るものとする。委員会は審議の上、当規則の懲罰規定の審議を理事会に申請するものとする。

第6章 遅刻

6.1.1 遅刻（競技会規則第13章第29条から第31条を6.1.1とする）

1. 参加者は定められた各集合時刻までに受付を終了しなければならない。

これに違反した場合は2万円の制裁金が科せられ同時に失格となる。

但し、集合時刻までに欠場の申し出があった場合、制裁金は科せられないものとする。

2. 定められたミーティング・表彰式などに遅れた者は5千円の制裁金が科せられる。

3. 上記1及び2項により遅刻した場合は、競技委員長の判断により委員会に報告を行い、委員会は審議の上、委員長は本規則懲罰規定適用の審議を理事会に申請するものとする。

第7章 競技中における棄権及び中止勧告

7.1 競技中における行為

7.1.1 棄権及び中止勧告（第14章第32条・第33条を7.1.1とする）

1. 競技中に競技続行不可能が生じた場合は、本人もしくは代理人を通じて競技委員長に申し出、許可を得て棄権することができる。

（これに違反した場合は5千円の制裁金が科せられる）

2. 競技中に突発的な体調不良が生じた場合は、直ちに本人もしくは代理人を通じて競技委員長に申し出、許可された場合は約5分間の救済処置を与えることができる。

尚、救済処置は、1日2回までとし、3回目以降は中止勧告を与える。

3. 競技委員長は競技者が競技不可能と判断した場合、競技者に対し競技の中止勧告をすることができる。

7.1.2 棄権及び中止勧告おける規定（第14章第34条を7.1.2とする）

1. 棄権及び中止勧告による中止までの記録は公認されるものとする。
2. 選出時点(カット時点)において棄権及び中止勧告者がある場合は、次点者を繰り上げするものとする。
3. 棄権及び中止勧告者の賞金及びポイントの扱い
 - (1) 棄権を申し出て許可されて棄権した者は、賞金及びポイントの対象にならない。
 - (2) 中止勧告を受け競技を中止した者は、その時点の最下位が決定し賞金及びポイント獲得順位内の場合は、その賞金及びポイントを受領できる。

第8章 競技中における行為

8.1.1 会員証の携帯（競技会規則第15章第35条を8.1.1とする）

協会の会員証は常に携帯していなければならない。

8.1.2 ユニフォーム（競技会規則第15章第36条を8.1.2とする）

1. 競技者はユニフォームの背中の部分に一文字の一辺が最低5cm以上の大きさの文字で、協会に登録されている「氏」もしくは「氏名」が表示されていなければならない。
尚、協会指定のワッペンを左胸につけたスポーツユニフォームを着用しなければならない。
(違反した場合は、2千円の制裁金が科せられる)
2. 所属及びスポンサー名、アドバイザースタッフなどの名が入ったユニフォームは委員会が特に使用禁止を指定する競技会を除き着用することができる。
3. スポンサー等の要請により委員会が認めたユニフォームがある場合、これを着用しなければならない。
4. 競技会場において練習ボール（前日練習含む）を行う際にも、ユニフォームを着用しなければならない。

8.1.3 飲食及び喫煙（競技会規則第15章第38条を8.1.3とする）

1. 喫煙について

- (1) 競技者は競技中の喫煙を厳禁とする。

これに違反した場合は、1回につき5千円の制裁金が科せられる。同一競技会において再度違反した場合は、競技委員が懲罰委員会に申請するものとする。違反者は当委員会の決定に従わなければならない。

- (2) 競技時間以外でも、会場内の指定された場所以外での喫煙は禁止する。

2. 飲料に関しては競技中でも競技進行に支障がない限り取ることができる。
3. 競技中に食べ物を食べることは原則禁止とする。
(但し、競技スケジュールにより認められたものを除く)

8.1.4 サイン・写真撮影の禁止（競技会規則第15章第39条を8.1.4とする）

競技中においては、ファン等へのサイン及び写真撮影は一切これを禁ずる。

これに違反した場合は2千円の制裁金が科せられる。

8.1.5 携帯電話・スマートフォンなどの通信機器の使用について

（競技会規則第15章第40条を8.1.5とする）

競技中は携帯電話・スマートフォンなどの通信機器の使用を禁止する。

（これに違反した者は1回につき5千円の制裁金が科せられる。同一競技会において再度違反した場合は、競技委員長が懲罰委員会に申請するものとする。違反者は委員会の決定に従わなければならない）

8.1.6 コーチングの禁止（競技会規則第15章第41条を8.1.6とする）

1. 競技中のコーチング及びアドバイスなどを受ける行為を禁止する。（練習ボール中は除く）
2. 競技中は選手間のアドバイス（それに類する行為）を禁止する。

8.2 トーナメントサポート制度

8.2.1 トーナメントサポート制度（8.2.1を追加 2023.4.1より施行）

1. トーナメントサポート制度とはボウリング商工会加盟企業（業者）でボウリングボールを製造及び販売している場合にトーナメント会場にて選手をサポートすることができる。
2. サポートを希望する場合には当協会トーナメント委員会に登録すること。
3. 登録は各企業4名までとし該当トーナメントサポート人数は2名までとする。
但し、競技スケジュール・会場の状況などにより委員会がサポート作業を不可能と判断した場合を除く。
4. トーナメント会場でのサポート（ボールの表面加工）などは10.1.1に準ずる。
5. サポート時は必ず指定されたタグまたはビブスなどを着用すること。
6. 練習ボール中（前日練習を含む）ボウラーズベンチ内に入ることは可能とする。
ボウラーズベンチ内立ち入りは練習ボール終了1分前までとする
（但し、サポート作業（ボールの表面加工）などは4に準ずる）
7. 競技中（練習ボール中を除く）におけるサポート及びアドバイスは禁止とする。
8. 競技中のアドバイスなどが発覚した場合サポート登録を取消しとする。
尚、上記当該競技者は失格などの処分を科せられる場合がある。

第 9 章 特別ルール

9.1.1 競技会の中止又は遅延（競技会規則第 9 章第 19 条を 9.1.1 とする）

機械の故障、又はやむを得ない理由により中断又は遅延のやむなきに至った場合、競技委員長はゲームをそのままの状態で行うか、又は新たにやり直すかについて決定を下すものとする。この場合の練習ボールは競技委員長の判断によっておこなわれるものとする。

9.1.2 ボウラーズベンチの立ち入り（競技会規則第 9 章第 20 条を 9.1.2 とする）

競技中、ボウラーベンチに出入り出来るものは、競技者以外は競技関係役員及び競技委員長が特に認めたものに限る。競技者といえども、現投球者以外は入ることは許されない。

9.1.3 ビデオ検証及び裁定について（9.1.3 を追記 2024.4.1 より施行）

テレビの生中継やユーチューブライブ配信で、競技中におけるルール違反等に関する指摘に対してのビデオ検証及び裁定について

1. TV 決勝に於いて問題が生じた場合は、当該競技委員長及び競技委員が撮影・録画されたビデオ映像を参考に検証並びに裁定することができる。
2. その他に於いては、当該競技委員長及び競技委員が撮影・録画されたビデオ映像を参考に、検証並びに裁定する場合がある。
競技者は常にプロとして品位を保ち、責任ある言動、行動をしなければならない。

9.1.4 品行（競技会規則第 15 章第 42 条を 9.1.4 とする）

1. 競技者は常にプロとして品位を保ち、責任ある言動、行動をしなければならない。
2. 競技会について要望がある場合は、書面を以って競技委員長又は委員会に提出することができる。
3. 競技に出場する会員は「JPBA トーナメント出場ガイドライン」を遵守する義務を有する。

第 10 章 ボール及び用具の使用規定

10.1.1 ボールの表面加工

ボールの表面加工は、公式練習中、競技直前の練習ボール中、及びシフト間に指定されたエリア内でのみ許可される。

ボール表面の修正（競技会規則第 6 章第 14 条を 10.1.1 とする。14 条 5. を削除）

1. 競技スタート後、如何なる場所に於いてもボールの表面を修正する行為は一切禁止するものとする。但し、練習ボールまでは、指定された場所での次項の修正は許されるものとする。
2. ボールのペーパーリング及び研磨は、表面全体に行うのみ許されるものとする。
3. 前 1.2 項に違反した者は失格とする。（同時に 2 万円の制裁金が科せられる）

10.1.2 クリーナー（競技会規則第6章第14条3を10.1.2とする）

競技スタート後、マシン等によって付着した汚れ等をクリーナー等で除去する場合は、競技委員長の許可を得なければならない。（同時に2万円の制裁金が科せられる）

10.1.3 補助器具の使用禁止（競技会規則第6章第12条を10.1.3とする5は追加）

1. 競技会において手首から甲及び手首から手のひらを連動し固定・援助するものは使用禁止とする。
2. ボールを投球する上で援助となる手袋（グローブ）は使用することができる。
但し、単純でなければならない。
3. 援助器具の使用可否については事前に委員会に確認をとるものとする。
4. 上記1.2.3.の違反が判明された者は失格とする。
同時に5万円の制裁金及び懲罰規定が適用される。
5. 公式戦（公認トーナメント）は、使用禁止とし承認イベント・チャレンジマッチ・リーグ戦・練習などでの使用については使用可能とする。（当規則では規制しない）
尚、J P B A競技会「プロアマオープン」でのアマチュアボウラーは使用可能とする。

10.2 検量とボールの硬度（競技会規則第6章第11条・第13条・第15条を10.2とする）

- ### 10.2.1
1. 当該競技会において、指名された競技者は当該競技会にて使用したボールを委員会指定の検量員により検量及び硬度チェックを受けなければならない。
 2. 指名された競技者は、ルール違反のボール使用が判明した場合又は、検量・硬度チェックを受けない場合は、当該競技会を失格とし記録は公認されないものとする。
（同時に2万円の制裁金が科せられる）
但し、硬度についてはU S B Cの認証を受けているボールは、失格等その限りではないものとする。
 3. 検量証の有効期間は発行日より1年間とする。
 4. 前項の検量証の記載事項に変更のない場合は、有効期間内に限り書換申請を行い書換することができる。この場合は、書換料を納付し新たに硬度チェックを行うことにより、更に書換日より1年間の有効が認められる。
※有効期間が過ぎた場合は、新たに検量し検量証を受領する手続きを行うものとする。
 5. 検量証の記載事項に変更のあった場合は、有効期間に関係なく新しい検量証を受領しなければならない。
 6. 競技委員長は必要に応じ、ボールの点検のため検量証の提示を競技者に要求できる権限を有する。当該競技者はこれを拒むことはできない。拒否した場合は直ちに失格が宣告される。（同時に2万円の制裁金及び当規則懲罰規定が適用される）
また、当該トーナメントに登録済みで検量証の提示が出来なかった場合は、2千円の制裁金が科せられる。但し、シーズントライアルは適用しない。

10.2.2 硬度・硬度チェック

1. 硬度は、協会の硬度計器により72度以上とする。
2. 硬度チェック：USBCの認証を受けているボールについては、硬度チェックを不要とし使用を許可するものとする。
但し、必要に応じ競技委員長は硬度チェックを競技者に要求する権限を有する。
また、USBC認証ボールでも硬度不足と認定されたボールについては、当該競技会の使用を許可しないものとし、度重なる場合は公認トーナメントでの使用を禁止とする場合がある。(硬度68度から71度の場合は許容範囲として使用が認められる)
3. 故意にボールの硬度を変えたと判断された者及び虚偽行為や悪質な行為があったと判断された者は失格とする。(上記3.について同時に5万円の制裁金及び懲罰規定が適用される)

注). 補則

1. 公認トーナメントでの使用ボールは、USBC認証ボールであること。
※JPBAが適用するUSBC認証ボールとは、USBCの文字が刻印されており、併せてUSBC公認ボールリスト「アプルーブリスト」に登録・掲載されていれば使用を認める。(アプルーブリストの登録・掲載確認は、大会前日のボール登録終了時までとする) ※ボール番号の刻印があること。
2. ① USBCの認証を受けていないボールは使用を認めない。
② サンプル(SAMPLE)の文字が刻印されているボールについても、USBCの文字が刻印されており、「アプルーブリスト」に掲載されていれば使用を認める。
但し、ボール登録の際に掲載(Date Approved)されているページを競技委員に提示すること。

※上記10.2.2の規程改定は、2024年4月1日より適用とする。

10.3 ウレタンボールの使用規制

10.3.1 ウレタンボールの使用について (10.3.1を追加)

1. 当該競技会において、ウレタンボールの使用に関しては硬度78度以上のボールのみ使用可能とする。なお2020年以前に製造されたウレタンボールについては、公式トーナメントでは使用禁止とする。
※上記に違反した場合は当該トーナメントを失格する。(同時に2万円の制裁金が科せられる)
2. 当該競技会において使用認めるウレタンボールについては、使用認めるウレタンボールとしてリストにて随時公表する。
※JPBAホームページにて発表。
3. 上記1.2.項についてはJPBA公認トーナメント(プロアマ競技会・プロテストを含む)においてはアマチュアボウラーも対象とする。
尚、JPBA承認イベント(TVイベント含む)、チャレンジマッチ・リーグ戦などでの使用に関しては規制しないものとする。

※上記10.3.1については、2025年1月1日より適用とする。

第 1 1 章 罰則及び懲罰に関する規定

11.1 罰則及び懲罰規定

11.1.1 罰則規定 (競技会規則第 1 6 章を 11.1.1 とする)

本規定に定められている罰則の制裁金を科せられた競技者は即日納付するものとする。

但し、即納できない場合は指定された期日内に、納付しなければならない。(これに違反した場合は、理事会の議に付するものとする)

11.1.2 懲罰規定 (競技会規則第 1 7 章を 11.1.2 とする)

本規定に違反し、更に悪質なる行為があったと判断された競技者に対しては、競技委員長又は委員会は理事会に対し本規則に定められていない処分を申請することができる。

11.2 罰則及び懲罰に対する異議申し立て

11.2.1 罰則に対する異議申し立て (競技会規則第 1 8 章第 45 条を 11.2.1 とする)

本規定に定められた罰則(本規定 11.1.1.)を受けた競技者は、下記により異議申し立てをすることができる。

1. 罰則が決定された 1 週間以内に異議申し立てがなされること。
2. 異議申し立ては、その理由を書面により委員会に提出すること。

11.2.2 異議申し立てが提出された場合、速やかに委員会を開催し、その可否を決定するものとする。

この場合の決定は委員数の過半数とする。

尚、委員会において決定できない場合には、理事会に提出し裁定を受けるものとする。

(競技会規則第 1 8 章第 46 条を 11.2.2 とする)

11.2.3 懲罰に対する異議申し立て (競技会規則第 1 9 章を 11.2.3・11.2.4 とする)

理事会の決定による懲罰(本規定 6.1.2)を受けた競技者は、下記により異議申し立てをすることができる。

1. 罰則が決定されその内容が通知された後、1 週間以内に異議申し立てがなされること。
2. 異議申し立ては、その理由を書面により委員会に提出すること。

11.2.4 異議申し立てを受理した後、理事会は速やかにその可否を決定するものとする。この理事会の決定を以って協会の最終決定とし、当該競技者はこれに従うものとする。

第 1 2 章 補則

12.1.1 改廃 (競技会規則第 2 0 章を 12.1.1 とする)

本規則は協会定款第 8 章に基づいて構成されたトーナメント委員会によって検討審議され、協会理事会の承認を経て改廃されるものとする。

附則

1 9 7 8 年 1 0 月 1 1 日 施行

1 9 8 1 年 1 1 月 2 5 日 改定

1 9 8 8 年 5 月 3 0 日 //

1 9 8 8 年 1 1 月 2 9 日 //

1 9 8 9 年 1 月 1 日 //

1 9 9 3 年 1 月 1 日 //

2 0 0 0 年 1 月 1 日 //

2 0 0 4 年 1 月 1 日 //

2 0 0 8 年 1 月 1 日 //

2 0 1 3 年 1 月 1 日 //

2 0 1 3 年 7 月 1 日 //

2 0 1 4 年 4 月 1 日 //

2 0 1 8 年 9 月 5 日 //

2 0 2 0 年 1 月 1 日 //

2 0 2 5 年 4 月 1 日 //

本改正規則は、2 0 1 3 年 7 月 1 日より社団法人から公益社団法人に名称を移行する。

本改正規則は、2 0 2 5 年 4 月 1 日より施行する

【追記】 ストリングピンセッターの規定については、承認の方向で委員会にて継続審議中